

平成27年(ワ)第34010号

平成28年(ワ)第9404号

マイナンバー(個人番号)利用差止等請求事件

原告 関口博ほか40名

被告 国

第6準備書面

令和元年12月2日

東京地方裁判所民事第26部合議2係 御中

被告指定代理人 河合陽介



和氣礎



西村聡志



最上康成



山本尚世



高木有生



松林直邦



平岡敬博



谷口香穂



大	山	伊知郎	最上代
鈴	木	亮佑	最上代
平	石	雄大	最上代
阪	口	大介	最上代
岡	山	宏二	最上代
落	合	盛之	最上代
野	村	正弘	最上代
中	村	将	最上代
小	園	英登	最上代
岡	地	俊季	最上代
保	科	実	最上代
平	野	聡司	最上代
小	泉	敬	最上代
仁	木	孝明	最上代
内	山	諒子	最上代
川	上	進太	最上代
及	川	涼介	最上代
濱	田	興己	最上代

被告は、本準備書面において、原告らの2019年（令和元年）12月2日付け準備書面(9)（以下「原告準備書面(9)」という。）における原告らの主張に対し、必要と認める範囲で反論する。

なお、略語の使用については、本準備書面において新たに定義するもののほか、従前の例による（別紙「略称語句使用一覧表」のとおり）。

第1 番号利用法施行令別表8号が違憲かつ違法であるという原告らの主張に理由がないこと

1 原告らの主張

原告らは、番号利用法施行令別表8号に掲げる手続（租税に関する法律又はこれに基づく条例の規定による質問、検査、提示若しくは提出の求め又は協力の要請）について、裁判例等を引用しながら番号利用法19条14号で規定する「租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査」との異質性を強調した上で、「番号法19条14号によって委任された範囲を逸脱するものとして違憲かつ違法である」と主張する（原告準備書面(9)第3の2(4)・13ないし15ページ）。

2 被告の反論

被告の令和元年10月25日付け第5準備書面第1の2第2段落(4ページ)で述べたとおり、番号利用法19条14号の委任規定は、公益上の必要性から特定個人情報の提供を例外的に認める場合を具体的に定めるといふ、処理すべき問題を決定し、同号列挙の調査等と同様の公益上の必要があるものを定めるといふ問題の解決方向を決定した上で委任したものである。

そして、税務調査においては、納税者等が保有している個人番号が記載された税務関係資料などの確認等を行う場合があり、これは、徴税権の適正な運用を確保し、租税の公平確実な賦課徴収を図るといふ目的を実現するために不可欠であるから、特定個人情報の提供を認める必要性という視点からすると、同

号で具体的に列挙された調査等と同様の公益上の必要性があると解される。

これに対し、原告ら引用の裁判例は、税務調査中に犯則事件が探知された場合に、これが端緒となって犯則事件としての調査に移行することが許されるかが争点となった刑事事件において、質問調査権等の「権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない」とする旧法人税法156条（現在の国税通則法74条の8に相当する。）の趣旨を明らかにするために、税務調査と犯則調査には、前者は、純然たる行政手続であるのに対し、後者は、犯則事件の証憑を収集して、犯則事実の有無や犯則者を確定するために認められ、犯則事実が存在すれば、告発を経て刑事手続に移行する手続であるという違いがある旨判示したものであり、比較の視点が全く異なり、このような違いは、特定個人情報の提供を認める公益上の必要性に差違をもたらすものではない。

したがって、番号利用法施行令25条及び同令別表8号は、番号利用法19条14号の委任の範囲を超えるものではない。

以 上

略称語句使用一覧表

略称	基本用語	使用書面	ページ
番号利用法	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）	答弁書	4
平成27年改正法	個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）	答弁書	4
平成29年法律第36号等による改正後の番号利用法	地方公共団体情報システム機構法等の一部を改正する法律（平成29年法律第36号。施行期日は平成29年5月29日）及び平成27年改正法のうち施行期日が平成29年5月30日に係る部分によって改正された番号利用法	第2準備書面	21
番号整備法	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）	答弁書	17
住基法	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）	答弁書	17
改正前住基法	番号整備法19条の規定による改正前の住基法	答弁書	20
個人情報法	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。平成27年改正法による改正後のもの）	答弁書	30
行政機関個人	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法	答弁書	37

情報保護法	律（平成15年法律第58号）		
独立行政法人 個人情報保護 法	独立行政法人等の保有する個人情報に関する法 律（平成15年法律第59号）	答弁書	37
国賠法	国家賠償法	第1 準備書面	5
公的個人認証 法	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機 構の認証業務に関する法律（平成14年法律第 153号）	求釈明回 答書(2)	23
番号利用法施 行令	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律施行令（平成26年 政令第155号）	答弁書	17, 18
番号利用法別 表第1主務省 令	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令 で定める事務を定める命令（平成26年内閣府 ・総務省令第5号）	第1 準備書面	12
番号利用法別 表第2主務省 令	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令 で定める事務及び情報を定める命令（平成26 年内閣府・総務省令第7号）	第1 準備書面	12
番号利用法総 務省令	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律の規定による通知カ ード及び個人番号カード並びに情報提供ネット ワークシステムによる特定個人情報の提供等に 関する省令（平成26年総務省令85号）	求釈明回 答書(2)	16
住基法施行令	住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第29	求釈明回	7

	2号)	答書(2)	
番号利用法施行規則	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成26年内閣府・総務省令第3号)	答弁書	21, 22
(別添)安全管理措置(事業者編)	「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」(平成26年特定個人情報保護委員会告示第5号)の別添資料である	第1準備書面	17
(別添)安全管理措置(行政機関等編)	「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)」(平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号)の別添資料である	第1準備書面	17
個人番号利用事務等実施者	番号利用法2条12項所定の個人番号利用事務実施者及び同条13項所定の個人番号関係事務実施者	答弁書	17
機構	地方公共団体情報システム機構	答弁書	18
カード記録事項	これらの事項(被告注:氏名,住所,生年月日,性別,個人番号その他政令で定める事項及び本人の顔写真)その他総務省令で定める事項	答弁書	19
ICチップ	半導体集積回路	答弁書	19
住基カード	住民基本台帳カード	答弁書	20
委員会	個人情報保護委員会	答弁書	24
行政機関の長等	行政機関の長,地方公共団体の機関,独立行政法人等,地方独立行政法人及び機構並びに情報照会者及び情報提供者	答弁書	24
情報提供等事務	番号利用法19条7号の規定による特定個人情報の提供の求め又は提供に関する事務	答弁書	27

評価書	番号利用法 28 条 1 項の規定により，行政機関の長等が個人情報保護委員会規則で定める	答弁書	29
本件差止請求	原告らが，被告に対し，プライバシー権に基づく妨害排除請求又は妨害予防請求として，個人番号の収集等の差止めを求める請求	第 1 準備書面	5
本件削除請求	原告らが，被告に対し，プライバシー権侵害に基づく原状回復として，被告が保存する個人番号の削除を求める請求	第 1 準備書面	5
本件国賠請求	国賠法に基づく損害賠償請求として，慰謝料等各 11 万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める請求	第 1 準備書面	5
本件各請求	本件国賠請求，本件差止請求及び本件削除請求	第 1 準備書面	5
住基ネット	住民基本台帳ネットワークシステム	第 1 準備書面	8
管理，利用等	収集，管理又は利用	第 1 準備書面	8
住基ネット訴訟控訴審判決	大阪高等裁判所平成 18 年 11 月 30 日判決（民集 62 卷 3 号 777 ページ）	第 1 準備書面	8
住基ネット訴訟最高裁判決	最高裁判所平成 20 年 3 月 6 日第一小法廷判決（民集 62 卷 3 号 665 ページ）	第 1 準備書面	8
情報照会者	番号利用法別表第 2 の第 1 欄に掲げる者	求釈明回答書 (2)	8
情報提供者	番号利用法別表第 2 の第 3 欄に掲げる者	求釈明回答書 (2)	8
情報照会者等	情報照会者又は情報提供者	求釈明回	8

		答書(2)	
日本再興戦略 2015	平成27年6月30日に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂2015－未来への投資・生産性革命－」	求釈明回 答書(2)	11
旅券事務	パスポート・在外邦人の情報管理	求釈明回 答書(2)	11
個人番号利用 事務	番号利用法2条10項に規定する個人番号利用 事務	求釈明回 答書(2)	12
日本再興戦略 2016	平成28年6月2日に閣議決定された「日本再興戦略2016－第4次産業革命に向けて」	求釈明回 答書(2)	12, 13
自治体中間サ ーバー	地方公共団体に係る中間サーバー	求釈明回 答書(2)	17
評価実施機関	番号利用法27条所定の「指針」として作成された特定個人情報保護評価指針（平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号）に基づき、 評価を実施する機関（同指針第2の1参照）	求釈明回 答書(2)	20
個人番号利用 事務実施者	番号利用法2条12項の規定にする個人番号利 用事務実施者	求釈明回 答書(2)	36
個人番号関係 事務実施者	番号利用法2条13項に規定する個 人番号関係事務実施者	求釈明回 答書(2)	36
仕様書	自治体中間サーバー・プラットフォームASP サービス仕様書	第2 準備書面	15
情報提供ネッ トワークシス テム設置・管 理者	情報提供ネットワークシステムを設置・管理す る総務大臣（番号利用法21条参照）	第2 準備書面	15

技術的基準	電気通信回線を通じた送信又は電磁的記録媒体の送付の方法及び情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法に関する技術的基準 (平成27年総務省告示第401号)	第2 準備書面	16
原告準備書面 (1)	原告らの平成28年9月21日付け準備書面 (1)	第2 準備書面	5
原告準備書面 (2)	原告らの平成29年3月31日付け準備書面 (2)	第2 準備書面	5
求釈明書資料 1-1	求釈明書添付資料1ページ「1-1マイナンバー付番の仕組み」	求釈明回 答書(2)	7
求釈明申立書 ②	原告らの平成29年4月18日付け求釈明申立書	第2 準備書面	5
被告第1準備書面	被告の平成28年6月21日付け第1準備書面	第2 準備書面	5
求釈明回答書 (2)	被告の平成29年1月24日付け求釈明に対する回答書(2)	第2 準備書面	9
原告準備書面 (3)	原告らの平成29年11月7日付け準備書面 (3)	第3 準備書面	5
原告準備書面 (4)	原告らの平成30年2月20日付け準備書面 (4)	第3 準備書面	5
京都府学連訴訟最高裁判決	最高裁判所昭和44年12月24日大法廷判決	第3 準備書面	5
指紋押捺制度訴訟最高裁判決	最高裁判所平成7年12月15日第三小法廷判決	第3 準備書面	5
前科照会訴訟	最高裁判所昭和56年4月14日第三小法廷判	第3	5

最高裁判決	決	準備書面	
ノンフィクション『逆転』訴訟最高裁判決	最高裁判所平成6年2月8日第三小法廷判決	第3 準備書面	5
早稲田大学名簿訴訟最高裁	早稲田大学名簿訴訟最高裁判決	第3 準備書面	5
法廷イラスト訴訟最高裁判決	法廷イラスト訴訟最高裁判決	第3 準備書面	5
被告第2準備書面	平成29年7月10日付け被告第2準備書面	第3 準備書面	6
原告準備書面(5)	原告らの平成30年7月26日付け準備書面(5)	第4 準備書面	4
被告第3準備書面	平成30年5月15日付け被告第3準備書面	第4 準備書面	4
年金機構	日本年金機構	第4 準備書面	6
本事案	年金機構から株式会社SAY企画に委託された扶養親族申告書等に係るデータ入力業務が契約に基づかずに他の事業者に再委託されていた事案	第4 準備書面	6
原告準備書面(8)	原告らの令和元年8月29日付け準備書面(8)	第5 準備書面	3
原告準備書面(9)	原告らの令和元年12月2日付け準備書面(9)	第6 準備書面	3